人御書部番

一

巻一

内閣文庫
和書
類 三二五六九
號
冊 三九二
函 一五二
架 一一六

第百七十一函

内閣文庫
番號 和32569
冊數 394 (278)
函號 152 121

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

寛永三寅年十月晦日　成瀬吉平久次郎所
御中間組秋元但馬守組

大御番小笠原土佐守組　壱百石　成瀬吉平次郎
後七百石

寛永九申年二月廿三日
台徳院殿の御かゝみとして金弾を賜る
寛永十四年二月七日葉加賀三百石
元七百石

寛永十戌年十二月廿日　新組　大御番高木左水忠組

国立公文書館
National Archives of Japan

寛永二年十月晦日　秋元宰相殿利泉奏聞
大御書

大御書小笠原壱岐守殿　三箇條　秋元二郎左衛門利

同利泉大坂の弾正殿より手紙ハ
同利三年六年大御書と参ル

寛文二年年稀入滝川長門守殿

延宝八申年十月十三日　教仕
元禄十五年二月十三日死

寛永三寅年十月晦日

馬場左馬之助房清知行地

大和国山城之内にて知行地

大和国山城之内にて知行地二百石

馬場左馬之助房清

法四百石

寛永十四年二月七日無高墨二百石

知行国之儀郡蓋御村ゟ

元四百石

房清京大阪の宮屋敷の事

寛永十四年新入間郡乃事

知行の内ゟ

寅年閏月朔日

和泉入福恒若狭ゟ

明暦二申年十二月二日死亡九家

寛永三寅年十月晦日　佐河彩左馬之助男
大隅書杉平太隅与組

大御書家来与組　三名　佐河彩左馬　方好

方好家来大坂の砲手馬より手負

明暦二申年正月廿日死亡二家

寛永三寅年十二月朔日

元和四戊年九月十日御出世迄

大御番小笠原壱岐守組　三百俵　後三百石　荒川七郎兵衛重義

荒川長三郎重世二男　御出世迄

重義京大阪の宿所より年々事変

寛永九申年二月廿六日

右徳院殿の御かくみにて金弐枚と賜る

寛永十酉年二月七日並御加恩二百石

是ゟ之の扶持三百俵と家地ゟ

給ゝ常陸国の内ゝ賜ゝ

九百石

慶應二丙寅年十月九日大御書組代

明暦元未年六月十日坂城の御番より
年寄八郎兵衛白根村内膳二人罷り
万治元戌年十月十日死

寛永三寅年十二月三日

戸田平左衛門清久書置
大御書

大御書中宮寺殿御所御病気に付
清信伺見舞の為大坂へ罷り越す事
寛永九申年七月廿九日兄山三郎清次
為名乃ち八父の嗣子と仰せ付
寛永十亥年六月十日 並清蔵二人召
具し之の扈従二人召具し第和泉
守殿 武州橋樹郡 稲毛村と橋村と

寛永九壬申年四月十六日[illegible]
[illegible]

寛永三寅年

尾張中納言頼宣卿
元和小姓
改[illegible]

大御所小笠原秀政[illegible]尾張[illegible]
改[illegible]

信濃守秀忠大阪の[illegible]

寛文八申年八月十四日死

寛永三寅年

大御番小笠原土佐守組　三百石　後七百石　後方平九郎安利

安利弟大坂の宿にて弟を手討ち
寛永九申年二月廿六日
台德院殿の御かゝみにて金平女を賜る
寛永十酉年二月七日御加恩二百石
凡七百石

死

寛永二寅年

大御書小笠原壱岐守組　三百石　矢部左兵衛尉忠政

大御書浜松三河守組

矢部左兵衛尉利忠養子

大御書細川

寛永九申年二月廿二日

台德院殿の御かくみにて金幣を賜る

忠政弟左兵衛尉忠利養子となる

寛保元酉年九月廿二日御用番御加恩三百俵

元文四巳年八月廿八日隼斎合に列す

[illegible]

寛文六丙午年二月十二日死七十[illegible]

致仕[illegible]

寛永三寅年

[illegible]

[illegible]

寛永九申年二月[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛永三寅年

大御番小笠原壱岐守組　三百八石　須原宇右衛門盛勝

須原迫右衛門盛吉長成
大御番松平大隅守組

寛永九申年二月廿日
台徳院殿御御かくれ　みそ〜て金吾様と賜る

御天守番に成
御加恩四俵九三百八石

四保二百年六月廿日　死年五十六

寛永三寅年

大御番頭兼京都所司代 従四位下 行尾張守清武

行尾張守清武 大御番

同年十月廿六日 死

寛永九申年二月廿六日

台徳院殿御御霊屋御造営奉行

寛永十四年二月七日 番頭加恩二百石

元和十四年

西保四丑年十一月廿日 於二条城 立番死

寛永三寅年

大御所秀忠公薨去

大御所秀忠公薨去の節
大御所
二百石
落髪
大久保九郎右衛門忠元

寛永十年二月廿六日御ゝ恩を蒙り
今京都にて
寛永十四年二月廿七日
武州橘江郡上野郷村にて
御恩二百石
元禄元年
御恩二百石
元禄元年
御恩二百石
元禄元年
二百石
元禄元年
二月廿九日
八十二歳

寛永三寅年

元和六申年淵月

大御番小笠原壱岐守組　　正田喜兵衛　　後二百六十石

西丸二番大坂の番ゟ手〻手〻ゟ

寛永九申年二月廿六日

台徳院殿御かさみ〻て金百枚と賜る

寛永十酉年二月七日嘉加恩二百石ゟ

廟所之番ゟ番ゟ賜〻九百五十石

老稱入　　組

寛文四辰年十月七日死七十六歳

寛永三寅年

大炊寮少允永吉殿守俊　二百俵　正田左門西則
大炊寮少允永吉殿守俊　二百俵　正田左門西則　後号石

壬後廣永二百俵を賜る
西則京大坂の宿所を与る事一度く
寛永九申年二月廿六日
台德院殿の御かつぎとして金子拾枚を賜る
寛永十酉年二月廿日御賀二百石九月号石
寛永二十未年　月　日陰陽師賀茂氏を
為へき位を作る

寛文六丙午年三月廿五日 御法事御入金奉行
寛文七丁未年六月廿日 稱入出像石迫堂迫
延宝三乙卯年十月廿四日 西丸御留守居
天和二戌年正月廿日 並御加恩二百俵
九百石
元禄三庚午年十月大日 老稱入内長上野介迫
元禄十五壬午年十月廿四日 死 年九歳

寛永三寅年

大御番小笠原壱岐守迫 二百俵 小長谷伊勢守迫 後四百石
大御番横村出雲守迫 時元禄八

其後廣重 二百俵 を賜る
四年 京大坂の宮ゝ ゝ年 ゝ
寛永九申年 二月廿六日
台德院殿の御ゝみとして 金婦 を賜る
寛永十五年 二月七日 並御加恩 二百石九百石
寛永二十未年 八月八日 於駿府 新御番中根次郎右衛門迫

寛永四年

大和国小泉藩主片桐且元守組　三万石余　青木市左衛門

正室京大阪の家臣より事ニ成

寛永九申年二月五日

台徳院殿御かくれ之時金子を賜る

寛永十四年二月七日　並御加恩二百石

常陸国河内郡次加津村伊佐沼村

内ゝ賜ゝ九百石

寛永十七辰年三月朔日　大坂城ニ而死

青木市左衛門　定房

御中往組稲垣長門守組

寛永十七年

寛永六巳年二月十六日　松平勘右衛門家房三男
　　焼失之間御書
大御所黄金茶壺寺池　二面懐　松平治右衛門改成

寛永七午年二月十六日於大坂城玉砕死　年六歳
　　千石坂城の結構よ為見ましに

寛永八未年

大御番小笠原主殿守組　原信　向坂隼人命改定
向坂左兵衛尉遠勝勢代
御小性組松平右馬之助組
後三百石　後信濃守

寛永十四丑年二月七日番御加恩二百石
右福岡の内ゟ〻賜ゟ元三百石

寛永十九午年　御小姓ゟ

寛永十九午年三月十日
西保三氏年三月十日
徳松君の御抱守と命ぜらるゝ者共と
免さるゝ又御加恩三百俵之賜ゟ元百石
慶長三寅年又三百俵之加（後八元五百石

寛文元丑年十月　神田御能の御用人となり
寛文八申年八月御うとゝ亡きゝ
同年御加恩之賜て弟ゝ御子に孫加へ
らまして弐百石となり
延宝八申年十月七日
徳松君西城に入給ふ御守となる
天和元酉年十月　日御加恩弐百石九千三百石
天和三亥年八月　日一統亡されて家名
列せ
同年十月廿三日致仕を願ひ暇賜る
同年十月晦日死　年一家

寛永八未年

大御番衆之内多門
多門平次郎　二百俵　多門権兵衛　家
寛永九申年二月廿三日ゟ三代ゟ
御形見人之子孫之
寛永十酉年二月十日ゟ
二百俵之
正保元申年閏十月廿日ゟ大御番衆
日月年日月廿日御加恩二百俵九人扶俵

多門平次郎　成瀬三男
道孝ゟ多門平次郎ゟ

万治二年　月　日二条城在番より
手負の者脈口浪好可腹と申候
いろ〳〵恩賞
寛文三辛年　秋田城の番より来る
寛文六年　五二条城の番より
来る〳〵病しみる〳〵
寛文七年正月八日　於二条城立番死

寛永八未年

大御番小笠原壱岐守組　御番外之人　山角権兵衛　右衛門尉
　　　

寛永九申年四月八日

大御所様寛永十年二月十日　御代官組　高木清左衛門
　　後藤庄左衛門

寛永十年酉年二月七日　兼帯　窪田内蔵之助
元富三郎右
信安
寛永十二亥年三月関東乃巡検之命下
[illegible]
寛永十八巳年八月仮組所を命ぜ[illegible]

寛永十九壬午年十二月　御代官組

正保元甲申年秋、招魂の祭事ありし
時白銀拾貫目賜ること有り
正保四丁亥年五月二日招魂の宮殿中
慶安二己丑年秋、招魂の祭事ありし
ことの
慶安三庚寅年七月毛利甲斐守江
戸へ下向被仰付候使
として福田左馬之助東夫馬を
出さるる八月長列ありて
ありし
慶安四辛卯年十月廿日幕府憲三郎儀
元七百三十石

承応元壬辰年秋、招魂の祭事ありし
寛文元辛丑年十月十九日薨去
日記の家督を継ぎ季房
万治二己亥年十月廿日御元服
寛文十二壬子年十月廿八日御元服
寛文十二壬子年十月朝日未年四月
日光の御代参を命ぜられ
正月廿日張物の料として白銀拾貫
ありし四月廿日御出仕
寛文五乙巳年十月十九日薨去
寛文六丙午年四月廿五日致仕
病気と
偽り隠居ありしと
天和元辛酉年六月八日死 八十七歳

寛永九申年四月八日　西尾隼人正義忠代

御小性組

寛永三丙寅年　御小性組

大御番衆之内壱組二番宿　西尾式部少輔

後日高家ニ右

西條ゟ之元父ゟ之ゟ之ゟ之ゟ之ゟ福井藩

の武士ゟ随ひ之ゟ居御小性組ゟ列し

御上洛或八日光ゟ御供ゟ之ゟ御供と

相勤ゟ武士ゟ御番ゟ之ゟ

寛永十四年二月七日　番頭ゟ番ゟ二番ゟ武列

小田原城ゟ之ゟ居御ゟ之ゟ内ゟ之ゟ之ゟ元ゟ日高ゟ右

寛永十丙寅年　御書院奉行

寛永九申年四月八日　宗家又一郎改男
左和二元年六月廿日　[illegible]
[illegible]
[illegible]

寛永九申年閏八月　　成瀬吉平久次二男
　　御書院番

大御番衆寄合被仰付　　五千俵　成瀬三平而重久
　　後三百石　　改三郎兵衛

寛永十四丑年二月七日　並御加恩二百石
　　もとの扶持米も宛行ひ
常陸國鹿島郡の内にて合九百石
重久　寄合衆の騎馬より番衆に成
万治二亥年九月三日死

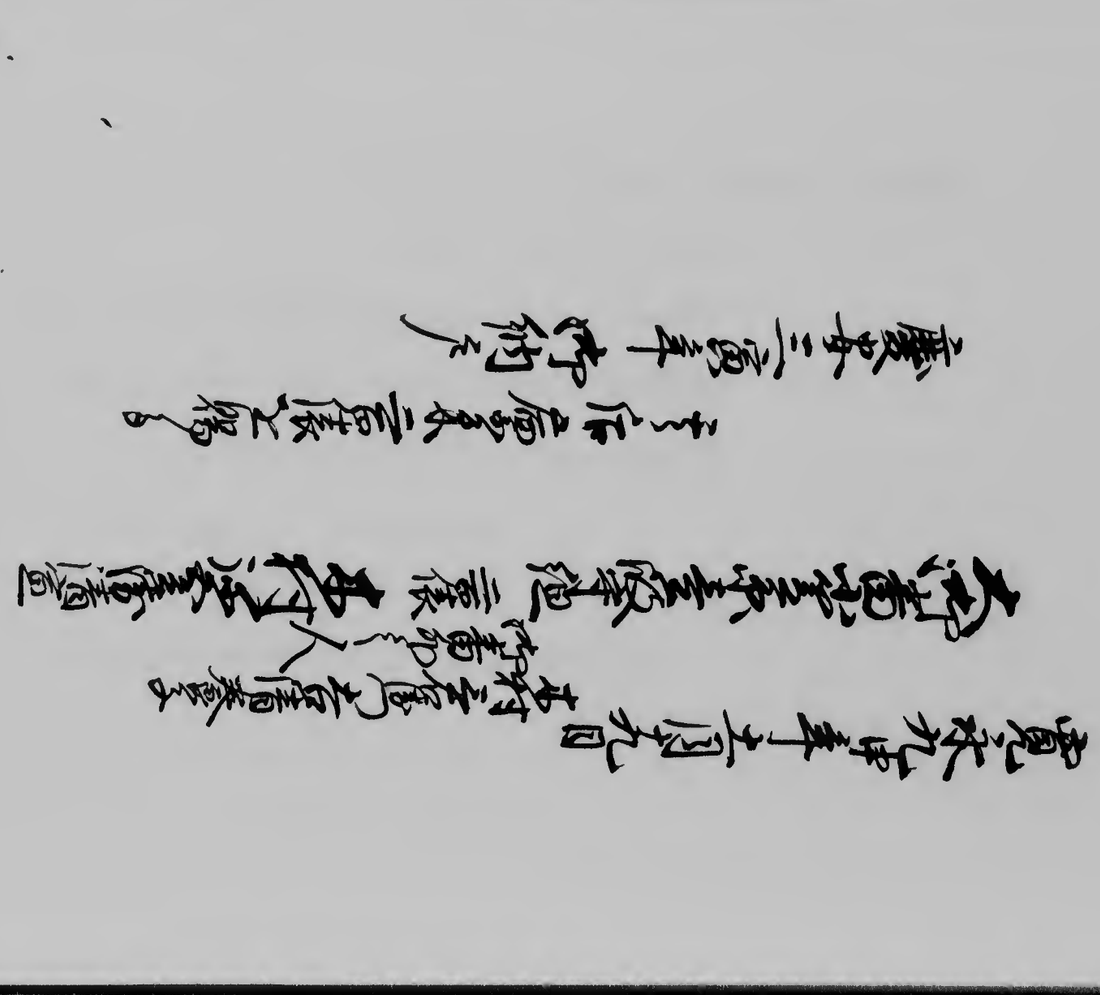

国立公文書館
National Archives of Japan

寛永九申年十月十九日

大御番小笠原壱岐守組　二百石　定国長善四郎

後二百石　後　右衛

寛永十四丑年新地二百石を賜る

寛永十五寅年大坂の帝出る事〻〻

寛文四辰年十月十日隠居二百石を賜る

二百石八俵〻〻物

延宝元丑年四月二日死六十四歳

寛永十四年十二月二日　知多郡高横須賀

寛永九申年踏絵　御番所ゟ人

大御番松平弾正殿　二度後　知多新七郎殿

延宝元丑年十二月晦日　死七十四歳

寛永十四年

寛永年中忠勝書

大御番松平和泉組　書右　荒井勘右衛門定光

荒井伝右衛門定清忠氏
御列忠之伝事数

定光御列忠の伝事数をもつて
白序を以て大御番を勤る

定光京大坂の警固を命ぜられ
事成る

寛永二乙年　二月廿日　死

寛永十一年

寛永十五年閏

大御書松平和泉守

永田長屋

御書かき人

十五石

永田長屋童冒

童冒京大坂の警護に当る

正保二年閏二月死二十九歳

寛永十四年

寛永七年 月 日跡

大坂書松平和泉組 二百石 中村市郎兵衛長清

中村市郎兵衛長清 大坂書物奉行人

改 今度高五百石

長清京大坂の御番所にて

[illegible]

万治二年 辞入本多忠朝寺組

寛文元年 月 日死

寛永十戊辰年

永田広之帝改諱無尽
元路河屋元

帝青松平外記細川備後守二百俵 永田佐渡守童路

童路 永大坂の宿屋より来る事

慶安元子年四月 日大坂御金奉行

元之所御加恩百俵之賜

延宝元丑年四月 日老職入 細

延宝四辰年五月廿日死七十二歳

寛永十三年十月三日

寛永十三年十月三日　元駿河殿家老　桐列侯家臣中嶋清人　伊丹侯家臣藤懸

大御書松平伊豆守　乾組　器名　伊丹尼　藤懸勝重

勝重ハ祖父藤懸ハ義勝ニ属シ
秀虎ハ清ハ大御番ニ連ル者ニ
藤懸右馬勝忠ハ大御番ニ列シ　のち
駿河殿ニ属シ　ハ事ニ
ハ桐列中嶋村ニ勤ル者
ニ
大猷院殿家名の事ハ思召ニ

[illegible]人事と作り[illegible]に年老られ[illegible]
息男勝重と申す者を作り跡を継ぎ[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]
[illegible]

万治二年己亥年五月十八日大御番組氏
同年三月廿三日加恩二百俵元三百石
寛文二癸卯年十月廿四日死四十三歳

寛永十三丙子年
寛永八辛未年婚
大御番松平弾正忠組
寛文二癸卯年三月十七日
[illegible]
長岡権三郎[illegible]
[illegible]
三百俵 長岡伊[illegible]
改[illegible]
[illegible]
[illegible]

寛永十三丙子年

濟　　蒙古十五歳西國之惡風

大御番松平弾正忠乗組　　御番衆二人

二百石　　蒙古八番目盛次

寛文七未年六月十三日死

盛次、事ハ世の常也小事ニ事ヲ分ク

寛永十七年六月

大内蒔松平介記組 二百俵 宮田宗長 西綱

後二百石

寛永十七年十月廿九日 高木三郎兵衛と

西綱 高木の高田より来る事なく

寛永十八年 月 日 海内二百石もとの

二百俵に返し給ふ

延宝元年七月 辞入 田伯後守組

元禄七甲年 十月十二日 死 七十六歳

寛永十六卯年霜月三日

寛永八未年十月八日御書

大御黄松平和泉組　三番隊　水上六左衛門

水上六左衛門殿勝二男家督
御書物ゝ人

万治二亥年三月朱八日大坂御ゟ奉行
同年八月十六日御服養相成候ニ付
賜ゝ御役料百俵之内
寛文元辛丑年十月十五日御暇代青山
因幡守宗俊組同の部ゟ百俵
御加恩百俵九三百俵

天和三癸亥年二月廿八日家康より秀忠
江戸へ移る
同年二月十二日内藤美濃守殿に対面
同廿三日三宮年十五歳 御城代内藤
大和守重頼相伴の儀ゟ公方
賞物ゟ勢州ゟ御息五位侍従
元禄八乙未年三月八日於大坂官舎死
正室ゟ殯を大坂天満の東本願寺
実相寺ゟ送る

寛永十六卯年十月吉日

御算賀奉祝恒興彩色資勝典厩
大御所秀忠卿 恒興 資勝
二位殿

そ石高三千二百俵と賜る
資勝帝大坂の軍功ゟ年々
三万石
慶安元戊子年六月吉日 於駿府 新御書新恒賞我太夫殿恒

寛永十六卯年

寛永九申年二月十二日ゟ和

大御番松平外記組　二百俵　森川市之丞次政

森川氏系図次政　御番卯ゟ二人

慶安巳卯年冬月

次政京大坂の宿番ゟ来る

長松君ゟ召抱

同年冬ゟ御番中十人限と申

御加恩百俵九三百俵

寛文元丑年甲斐御ゟ限と申

御加恩百俵九百俵

天保以後免さる
寛文十二子年六月晦日死

寛永十七辰年
寛永十三子年潛
大御番松平和泉組　二百石　井出三左衛門
井出三左衛門石高無成
大御番ゟ
寛文元年六月晦日新御番組ゟ新番組ゟ
慶安元子年

寛永十八辛巳年二月十六日

大御番松平外記組　大御番松平和泉守組若年寄堂上席

二百俵　永田長兵衛治政

後二百俵　改橋本姓

寛永十八辛巳年十二月十八日廣末二百俵と
賜る
治政家督の節家禄の内二百俵返し
延宝四丙辰年七月十六日隠居
其子の二百俵八返し
元禄二己巳年二月十日老職入間長上野介組
四年七月十日致仕

文禄二年九月十日死

寛永十八辛巳年七月晦日

大御書松平和泉守紀伊守定光起請

二通候　花井清左衛門定義

後世百石　改次左衛門

寛永二十年癸未十二月十九日廟永二通候と

偽り

定義京大坂の騒動より年来奉公

寛文二壬寅年十月十九日山崎弥右衛奉行

寛文四丙辰年十二月晦日二丸薬山と

造りもとりと奉行と暫て勤仕

ゆゑ全く其仕と偽り

寛文七年二月十八日
天樹院様御追福御用と被仰付
白銀拾貫目と被下置
延宝二巳年六月十日
中理院様御葬式御追福御用を
被仰付白銀拾貫目と被下置
延宝三卯年九月三日
崇源院様御三回の御追福御用と被仰付
黄金拾枚と被下置
延宝四丙辰年三月十日
宝樹院様御三回の御追善の御用を
被仰付白銀拾貫目と被下置

延宝六午年八月十日
高厳院様御三回の御法会御用と被仰付
白銀拾貫目と被下置
延宝八申年七月十三日
東叡御廟を造り出し申に付て
黄金拾枚と被下置
同年十月十八日
元禄元辰年
東叡山
御廟を造り出し申に付
黄金拾枚と被下置
元禄元辰年十月十日
東叡山
御廟を造り出し申に付
黄金拾枚と被下置

[illegible]
[illegible]
元禄三庚午年六月晦日 御前より出る
事と見さるを出仕す
元禄十癸酉年四月廿六日死 八十歳

寛永十九壬午年

大御番松平外記殿 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

寛永十年未年七月廿三日

寛永十九年壬午年三月廿六日

大御所秀忠卿死御　二男　伯耆守殿　改　忠長

西保元年甲辰年十月八日上総国ニ於テ

新和二百石ヲ給ル

西重　京大夫の宮ヲ京ニ事成ル

寛文元年辛丑年十月十二日新御所　弱井右京組

寛文元年辛丑年閏十月十二日死

寛永二十未年

寛永七午年踏絵

大御書松平和紀組　三畳敷

松平治右衛門改成表代

書付

奥屋敷

[illegible]

松平治右衛門自屋

寛文元丑年十月十二日　新御書弱井右弟組

正保元申年二月十二日　本村三左衛門　吉兵衛
寛永元子年濟　　出雲信濃守紀伊守組
大坂書物屋市兵衛組　　三四郎右　本村中三郎　吉房
　　改　三左衛門

正保二酉年五月　三左衛門の家屋敷
慶安元子年二月十二日　新町書物屋　新組　貫秋右衛門　長兵組

正保元甲申年六月十六日

大御番頭松平外記殿　二百俵　山高信之　信右

改　新左衛門

正保三丙戌年十二月　日　扈従二百俵ヲ賜ル

信右衛門儀大坂の宿番ヨリ帰参ス

寛文七未年六月十六日　大御番組ヘ

同年十二月十六日　御加恩二百俵九ツ半俵

寛文九酉年六月　日　拝領屋敷ヨリ

年忌ハ御服白銀拾匁ヲ賜ル

元禄十巳年　月　日　隠居仰付ラル

寛文十三年及二度惣の惣ゟ陽ゟ
〃〃
延宝三卯年秋拾惣の惣陽ゟ〃〃
延宝四丙辰年十二月十二日 瀧川高石
ゟ之の二百俵八返〃〃する
延宝五丑年 八月廿日 死亡一家

延保元申年六月廿日

大御番青山周防守殿七条内左治兵衛
大御番松平外記殿 二百俵 幸田右之助殿 後世名
後七左馬
其後廣家二百俵と陽〃
延宝弟大坂の宿屋八年〃年〃年〃
慶安元子年十二月十三日 瀧川高石
ゟ之の二百俵八返〃〃する
元禄七甲戌年二月廿日死

天保元庚寅年七月二日

大政奉還松平加賀守殿迄帝八代
孝明帝

大政奉還松平加賀守殿迄帝九代
孝明帝

天保元庚寅年七月二日
孝明帝
忠倫京都乃郡主陽ヶ丘
忠倫京都乃郡主陽ヶ丘

慶安元戊子年六月吉日 新陽書西五条陽迄

正保元甲申年九月九日

大御書松平紀伊守

[illegible]石高[illegible]四百俵ト為ル

正治元年[illegible]の[illegible]事[illegible]

延宝九辛酉年九月廿三日 大御書南部氏

同年閏三月廿三日[illegible]恩二百俵九百俵

延宝七未年二月十六日[illegible]の[illegible]

[illegible]は[illegible]白銀拾貫目[illegible]

[illegible]毎[illegible]恩為ル

御書紀伊国尾張[illegible]正保元甲申年

大御書 [illegible] 西尾[illegible]

浅野[illegible]俵

改[illegible]

天和二庚戌年秋、坂越の郷に居住する者、
自去寛文二壬寅年十月八日死 年七歳

延宝二甲戌年

寛永十七庚辰年十月　日　父祖宮保神崎

大河黄松平外記組　二百石右　青木次郎兵衛信久

青木少輔五郎西定嫡孫兼祖
青木市兵衛西重兄弟
出家修

信久家大坂の宿所にて年来の事なく
兼而元和年九月六日祖父定矢しに
上総国武射郡義田村ハ
神祖より給る所の采地なるハ其地
必新開なる常陸国河内郡の内の地と
かゝ場なる

寛文二卯年九月十四日　於大坂城主番死

青木少輔五郎西定嫡孫兼祖
青木市兵衛西重兄弟
出家修

坂　少輔五郎

正保四亥年八月　日

山南摂津国欠郡
元和松倉帯守

大御番松平弾正組　酒井
　　　

寛文二年卯年　月　日　拾騨の部落より
糸を以て洞眠日様村河原に上り
居よりいかし山恩賜行
寛文六年丙年　夏二条城の宿屋小者
寛文九酉年秋　拾騨の法度より
寛文十子年夏二条城の諸屋より
延宝三卯年秋　拾騨の宿屋より
延宝六戊年十月廿日死　六十七歳

寛文十巳年十二月廿日
寛文九年丑年十二月　日　騨
大御番松平和泉守組　飯室大全　飯室長四郎
長四郎事大坂の部屋より来る事
寛文十子年三月日　さらに命じ次武州多摩郡
八王子原外根村川崎村當村者拾騨
ゆきしかハ　事と　越後せ　かんし
三百石　弟の山　高木
二百石　俵かうへ　得る
寛文巳卯年十月廿三日死

正保四丁亥年十二月廿五日

大御書稲垣若狭守殿平助宛

大御書松平外記殿

二戸儀新見志摩殿正治

後五百石右

後手之助

平助

其後廣瀬二戸儀ヲ賜ル

正治京大坂の宿ヲよりて事ヲ分ク

兼意元年十二月廿三日 端月五百石右

見ヒとの二戸儀八返ニ付ル

寛文元辛丑年二月廿日 大御書御渡

寛文七未年閏二月十二日二条城ノ

宿ヲよりて事ヲ八御服白銀拾枚ヲ賜ヒ

陽ル

寛文九酉年二月晦日光軍家

慶安二丑年十二月廿日

大帝書松平外記組　大帝書田中主殿頭組　金千両宛　勝政

三百俵　金千両宛

延宝二寅年二月廿日　大帝書　外記

三百石扶持米三百俵ヶ宛

勝政弟大炊の頭ニ書ヲ以テ申渡

同年閏十月廿日　大帝書　外記　幕奉行

ヶ

ヶの二百俵ハ返ヶ奉ル

元禄元辰年九月九日死

慶安三庚寅年十二月廿六日

元帝陵物奉行 平賀三左衛門忠勝元實子二男

浪人

大御番 松平外記組 平賀七郎兵衛清秀

清秀養父小左衛門定次父ノ遺跡ヲ
清秀ヨリ讓ラレンと願ひしに
清秀ハ退ケ別ヨリ召出さるゝの
仰有しかとも固辭ス 西保二
酉年定次死ス 父ノ命ニ
ヨリ 元帝事ヲ以テ百
ひ度百姓さる

同日三年安芸守〳〵安勢〳〵神
たのけきハ〻綱〻之守〳〵勢〳〵へ〳〵と
阿部豊後守忠秋相伝ら〻世の俗素
なりて〻世の事と
おもひ合す〻〳〵
〻〻后いまゝ〻廉茶と為〻〻人う
四月の内ゆ〻〻御法行〳〵〻と
〻〻に高日ハ三年安芸のものゝ
廉茶と為るなちまちは廉
なりて
死す

寛永元年十二月十日死三年寛

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan